



4(不開示

東京都ひとり親家庭就業推進事業準備業務委託契約書

東京都を甲とし、認定特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむを乙とし、甲乙間において、次の条項により、東京都ひとり親家庭就業推進事業準備業務の委託契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、別に定める「東京都ひとり親家庭就業推進事業実施要綱」(令和3年12月21日付3福保子育て第2378号東京都福祉保健局長決定。以下「実施要綱」という。)第4条に係る事業の実施にかかる準備業務の事務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

(遵守義務)

第2条 乙は、委託事務の執行に当たっては、実施要綱及び別添仕様書等に従って、この契約を履行するものとする。

(履行期間)

第3条 本事業の履行期間は、令和4年3月1日から令和4年3月31日までとする。
甲と乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

(事業計画及び実施方法)

第4条 乙は、事業の実施に当たっては、事業計画書(別記第1号様式)を作成し、甲の承認を受けるものとする。
2 乙は、甲の承認を受けた前項の事業計画に基づき、誠実に事業を実施しなければならない。
3 乙は、前項の事業計画を変更する場合は、事業変更計画を速やかに甲に提出し、その承認を得なければならない。

(経費の負担)

第5条 甲は、乙に対し、事業の実施に要する経費(以下「委託料」という。)を支払うものとする。
2 前項に定める委託料の上限額は金1,780,000円とする。(消費税及び地方消費税を含む。)
ただし、実際の支出にあたっては事業実績額に応じて支出するものとする。

不開示

(委託料の請求及び支払)

第6条 乙は、第4条第1項の規定により甲の承認を受けた事業計画書に基づき、委託料を甲に請求書(別記第2号様式)により請求するものとする。
2 甲は、前項の規定による請求書を受領した日から30日以内に、内容を審査の上、委託料を乙に支払うものとする。



(委託料の使用目的の制限)

第7条 乙は、この契約による委託料を第1条に定める事務の実施以外の目的に使用してはならない。

(経理)

第8条 乙は、甲から受領した委託料の経理に当たっては、収支に関する帳簿その他本事業に係る諸記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておかなければならない。

(報告書の提出)

第9条 乙は甲に対し、事業完了後15日以内に事業実績及び収支状況等を事業実績報告書(別記第3号様式)により報告しなければならない。

(指導監督等)

第10条 甲は乙に対し、本事業の実施に関し、必要な指示を行うことができる。

2 甲は乙に対し、前条に規定する報告のほか、必要に応じて本事業の実施状況について説明若しくは報告を求め、又は関係帳簿の立入検査を行うことができる。

(契約内容の変更)

第11条 甲及び乙は、必要があるときは、甲乙協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行の中止をなすことができる。

(契約の解除)

第12条 甲又は乙は、必要があるときは、甲乙協議の上、この契約を解除することができる。この場合において、不履行部分があるときは、乙は当該不履行部分の契約代金相当額を甲に返還するものとする。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちにこの契約を解除し、かつ、第4条の規定により既に交付した委託料の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) この契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 甲に対し、偽りの報告をし、又は第9条及び第10条の規定に基づく報告、指示、検査等を正当な理由なくして拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(3) 社会的信用を失墜する行為があり、この契約を継続することが不相当であると認められるとき。

(4) 前各号のほか、乙がこの契約の条項に違反したとき。

3 甲は、前項の規定に基づく契約の解除により生じた乙の損害については、賠償の責めを負わない。

(賠償責任)

第13条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、その賠償の責任を負うものとする。

る。

(1) 乙が、この事業の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前条第2項の規定により、この契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

(一括再委託の禁止)

第14条 乙は、事業の実施上必要が生じた場合、甲の承認を得た上で、事業の一部を第三者に委託することができる。ただし、事業の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託し、請け負わせ、又はこの契約に基づいて生ずる権利義務を譲渡してはならない。

(疑義の決定等)

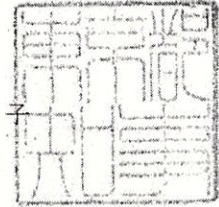
第15条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、委託者と受託者とが協議の上、定めるものとする。

令和4年3月1日

委託者(甲)

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都知事 小池 百合子



受託者(乙)

東京都千代田区飯田橋一丁目8番9号

ニューシティハイツ飯田橋402

認定特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ
理事長 赤石 千衣子

不開示

東京都知事 殿

所在地

法人名

代表者

東京都ひとり親家庭就業推進事業準備業務委託
に係る事業計画書の提出について

このことについて、東京都ひとり親家庭就業推進事業準備業務委託契約書第4条第1項の規定に基づき、下記の書類を添えて提出します。

記

- 1 事業計画書（別紙1）
- 2 収支予算書（別紙2）

事業計画書

1 全体

(1) 業務執行体制及び業務責任者

受託事業者住所	
受託事業者連絡先	
土日・夜間緊急連絡先	
業務責任者	

(2) 配置人員

職名	氏名	配置場所

2 各委託内容

(1) 都民に対する広報及び募集方法に関する企画業務

・ 広報

--

・ 募集方法

--

※ 必要に応じて行や列を追加すること。

1)

(2) 企業に対する広報活動に関する企画業務

--

※必要に応じて行や列を追加すること。

(3) スキルアップ訓練に関する企画業務

--

※必要に応じて行や列を追加すること。

(4) その他

--

(別紙2)

東京都ひとり親家庭就業推進事業準備業務収支予算書

支 出		
科 目	金 額	内 訳
支出計		

収 入		
科 目	金 額	内 訳
収入計		

令和 年 月 日

この抄本は、原本と相違ないことを証明する。

法人名

代表者

2)

第2号様式

請 求 書

金 額									円
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	---

東京都ひとり親家庭就業推進事業準備業務実施委託料として、上記金額を請求します。

年 月 日

東京都知事 殿

所 在 地
法 人 名
代 表 者

第3号様式

年 月 日

東京都知事 殿

所在地

法人名

代表者

東京都ひとり親家庭就業推進事業準備業務委託
に係る実績報告書の提出について

このことについて、東京都ひとり親家庭就業推進事業準備業務委託契約書第9条の規定に基づき、
下記の書類を添えて提出します。

記

1 事業実績報告書（別紙1）

2 収支決算書（別紙2）

事業実績報告書

- 1 東京都ひとり親家庭就業推進事業の年間計画の策定
どのように年間計画を策定したかを記載すること。

実施月	内容	備考

※必要に応じて行や列を追加すること。

※別紙にて策定した年間計画を添付すること。

氏1)

2 各委託内容

(1) 都民に対する広報及び募集

・ 広報

実施方法	実施内容	備考

・ 募集方法

実施月	実施内容	備考

※ 必要に応じて行や列を追加すること。

(2) 企業に対する広報活動

実施月	実施内容	備考

※必要に応じて行や列を追加すること。

考

(3) スキルアップ訓練

実施内容	実施期間	募集人員	備考

※必要に応じて行や列を追加すること。

(4) その他

--

考

(別紙2)

東京都ひとり親家庭就業推進事業準備業務収支予算書

支 出		
科 目	金 額	内 訳
支出計		

収 入		
科 目	金 額	内 訳
収入計		

令和 年 月 日

この抄本は、原本と相違ないことを証明する。

法人名

代表者

東京都ひとり親家庭就業推進事業準備業務委託
委託料内訳

使途項目	金額
・印刷製本費	300,000円
・通信運搬費	200,000円
・雑役務費	1,200,000円
・消耗品費	80,000円
計	1,780,000円

※上記経費は、取引に係る消費税及び地方消費税を含んだ額である。

仕 様 書

第1 件 名

東京都ひとり親家庭就業推進事業準備業務委託

第2 目 的

令和4年度における東京都ひとり親家庭就業推進事業を実施するにあたり、円滑に事業を開始することを目的として、準備業務委託を実施する。

東京都ひとり親家庭就業推進事業の実施内容は、「東京都ひとり親家庭就業推進事業実施要綱」（令和3年12月21日付3福保子育第2378号福祉保健局長決定。以下「実施要綱」という。）の第4条に定めるものとする。

第3 委託期間

令和4年3月1日から令和4年3月31日まで

第4 履行場所

東京都との打ち合わせを行う場合は、育成支援課と協議のうえ、対応すること。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮すること。

第5 委託内容

東京都ひとり親家庭就業推進事業を令和4年4月1日から実施するにあたり、下記の準備業務を行うこと。

- (1) 都民に対する広報及び募集方法に関する企画業務
- (2) 企業に対する広報活動に関する企画業務
- (3) スキルアップ訓練に関する企画業務

企画の内容については、育成支援課に協議して、その了承を得ること。また、育成支援課の了承を得た企画の内容を盛り込んだ令和4年度事業実施計画を策定し、提出すること。

第6 事業実施体制

受託者は本事業を実施するために必要な人員を配置するものとし、当該職員が出張又は休暇等により受託業務に従事できない場合でも、他の職員が対応できる組織体制を編成すること。受託業務に従事する職員については、予めその役職名及び氏名を都に届け出ること。

事業実施体制を変更する場合は、具体的な変更内容を明らかにした上で、速やかに都に届け出ること。

第7 委託完了届の提出

受託者は、事業終了後15日以内に、都が別に定める様式により委託完了届を作成し、提出すること。

第8 委託経費の支払方法

都は受託者に対して契約金額を上限として、事業に要した経費を交付するものとする。受託者は

全ての委託業務が完了した後、請求書を提出すること。都は、適正な検査の終了後に、受託者の請求書を受理した日から30日以内に支払う。

第9 委託事務の運営

- (1) 都は、委託事務の実施及びその経費の執行について、受託者と常に密接な連絡を保ち、効率的な運営を図るものとする。
- (2) 本事業を効果的に実施し、また、関係機関等からの照会等に対応するため、都は事業内容に関する必要な調整及び報告を求める場合がある。その際、受託者は、迅速かつ適切に対応すること。
- (3) 受託者は、「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」（平成20年雇児発第0722003号）、「東京都ひとり親家庭就業推進事業実施要綱」（令和3年12月21日付3福保子育て第2378号）に基づき、本事業を適切に実施するものとする。
- (4) 受託者は、委託事務が終了したときは、原則として15日以内に実績報告書を都に提出するものとする。
- (5) 都は、前号の実績報告書の審査を行うほか、必要に応じて関係書類等の検査を実施する。
- (6) 本委託契約書及び本仕様書で不明な点が生じた場合は、育成支援課と協議の上、定めるものとする。
- (7) 本委託事業によって知り得た個人情報の取扱いについては、別添「個人情報に関する特記事項」によるものとする。
ただし、同じ受託者が前年度に引き続き再度契約を受託する場合は、別添「個人情報に関する特記事項」第10項第1号の規定によらず、委託処理に必要な情報について使用目的を終了するまで適切に保管し、使用目的を終了した際には同項の例により処分を行うこと。
- (8) 受託者は、契約の遂行に当たって、別添「暴力団等排除に関する特約条項」を遵守するものとする。
- (9) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守するものとする。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (10) 本契約により生じる著作権については東京都に帰属する。

第10 問い合わせ先

東京都福祉保健局 少子社会対策部 育成支援課 ひとり親福祉担当
電話 03-5320-4125（内線32-614）

委託者の

個人情報の取扱いに関する特記事項

効率

(個人情報の保護に係る受託者の責務)

内容に
対応する

第1 受託者は、この契約の履行に当たって、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）及び以下の事項を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

1722

届保子育

(再委託)

退出する

第2 受託者は、個人情報の適正な安全管理が図られていることを都が確認し、都の許諾を得た場合に限り、再委託を行うことができる。再委託を受けた者が更に再委託を行う場合も同様とする。

する。
ものとす

2 前項において、受託者は、再委託の相手方に対しその履行を管理監督するとともに、都の求めに応じて、その状況等を都に報告しなければならない。再委託を受けた者が更に再委託を行う場合も同様とする。

る特記事

(秘密の保持)

報に関する
約を終了

第3 受託者は、第2第1項により再委託を行う場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。

するもの

なお、この契約終了後も同様とする。

2 第2第1項により再委託を行う場合の再委託先の秘密保持については、受託者の責任において管理するものとする。

を確保す
項を遵守

(目的外使用の禁止)

減等に関
努めるこ

第4 受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、第2第1項により都が再委託を許諾した部分を除き、契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

の提示又

(複写複製の禁止)

第5 受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、都から引き渡された原票、資料、貸与品等（以下「原票等」という。）がある場合は、都の承認なくして複写又は複製をしてはならない。

(個人情報の管理)

第6 受託者は、都から提供された原票等のうち、個人情報に係るもの及び受託者が契約履行のために作成したそれらの記録媒体については、施錠できる保管庫又は施錠、入退管理の可能な保管室に保管するなど適正に管理しなければならない。

2 受託者は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定め、内部における責

任体制を確保しなければならない。

(受託者の安全対策と管理体制資料の提出)

第7 受託者は、委託業務の適正かつ円滑な履行を図るとともに個人情報保護に万全を期するため、委託業務の実施に当たって使用する受託者の管理下の施設において、以下の事項について安全管理上必要な措置を講じなければならない。

- (1) 委託業務を処理する施設等の入退室管理
 - (2) 都から提供された原票等の使用保管管理
 - (3) 契約目的物、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び磁気テープ、フロッピーディスク等の電磁的記録を含む。）の作成、使用、保管管理
 - (4) 個人情報を取り扱う業務に従事する者に対する個人情報保護に関する教育や研修の実施
 - (5) その他仕様等で指定したもの
- 2 都は、前項の措置について確認するため、受託者に対して、個人情報の管理を含めた受託者の安全管理体制全般に係る資料の提出を求めることができる。

(都の検査監督権)

- 第8 都は、必要があると認める場合には、受託者の作業現場の实地調査を含めた受託者の個人情報の管理状況に対する検査監督及び作業の実施に係る指示を行うことができる。
- 2 受託者は、都から前項に基づく検査実施要求又は作業の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。

(資料等の返還)

- 第9 受託者は、この契約による業務を処理するため都から引き渡された原票等を、委託業務完了後速やかに都に返還しなければならない。
- 2 前項の規定による返還時に、個人情報に係るものについては、第7第1項各号に係る個人情報の管理記録を併せて提出し報告しなければならない。

(記録媒体上の情報の消去)

- 第10 受託者は、契約目的物の作成のために、受託者の保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体）上に保有する、委託処理に係る一切の情報について、契約目的物に対する都の検査終了後、全て消去しなければならない。
- 2 前項の消去結果について、受託者は、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法、消去日等を明示した文書で都に報告しなければならない。
- 3 第2第1項により都が許諾した再委託先がある場合には、再委託先の情報の消去について受託者の責任において行うとともに、その状況を前項の報告とともに都に報告しなければならない。

(事故発生のお知らせ)

第 11 受託者は、契約目的物の納入前に事故が生じたときには、速やかにその状況を書面により都に通知しなければならない。

2 前項の事故が、個人情報の漏えい、滅失、き損等の場合には、漏えい、滅失、き損した個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面により、速やかに都に報告し、都の指示に従わなければならない。

なお、都は、必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。

(都の解除権及び損害賠償)

第 12 都は、受託者がこの特記事項に定める事項に違反した場合若しくは義務を怠った場合又はその他個人情報の保護に関する事項について問題があると認める場合は、この契約を解除することができる。

2 受託者は、本件特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより都が損害を被った場合には、都の求めに応じその損害を賠償しなければならない。

(疑義についての協議)

第 13 この特記事項の各項目若しくは仕様書で規定する個人情報の管理方法等について疑義等が生じたとき又はこの特記事項若しくは仕様書に定めのない事項については、両者協議の上定める。

期
の
及
理
の
た
者
る。
合
託
系
る
、
取
に
消
こつ
しな

暴力団等排除に関する特約条項（委託契約）

（暴力団等排除に係る契約解除）

- 第1条 委託者は、受託者が、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当するとして（受託者が事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置を受けた場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。
- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって受託者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。
 - 3 契約書第16条の2第1項及び第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。
 - 4 契約解除に伴う措置については、契約書第19条第1項から第4項までの規定を準用するものとする。
 - 5 契約書第19条第2項及び第3項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が定めるものとする。

（再委託禁止等）

- 第2条 受託者は、要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の競争入札参加資格を有する者以外の者で都の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に再委託してはならない。
- 2 受託者が排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者に再委託していた場合は、委託者は受託者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
 - 3 前項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
 - 4 委託者は、第2項に規定する契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者が正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、都の契約から排除する措置を講ずることができる。

（不当介入に関する通報報告）

- 第3条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく委託者への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。
- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を委託者に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を委託者及び管轄警察署に提出しなければならない。
 - 3 受託者は、再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく受託者に対して報告するよう当該再委託した者に指導しなければならない。
 - 4 委託者は、受託者が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく委託者への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、都の契約から排除する措置を講ずることができる。

年 月 日

東京都側の契約者名) 殿
管轄警察署長) 殿

(届出者の住所・商号等)

住所 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____ (印)

担当者/連絡先 _____

不 当 介 入 通 報 ・ 報 告 書

対象契約

契約件名	
履行場所等	
履行期間等	
契約年月日	

不当介入の内容等

発生日時	
名・人数	
所	
所属団体等名	
不当介入の内容・手段等	電話・面談(場所) その他 ()
応者及び応の内容	

通報報告の状況

警察署への通報	通報先警察署名: 警察署 課
	通報日時:
京都への報告	報告先部署名(東京都): 局 部(所) 課
	報告日時:

東京都ひとり親家庭 就業推進事業 企画提案書



ひとり親家庭就業推進事業の方針

- コロナ禍で就労困難なひとり親を支援します！
- 産業構造の変化、デジタル化による雇用情勢の変化を見据えた支援を行います！
- エンパワープログラムによって未来志向へマインドセットを起こし就労へ！
- 就業コーディネーターとメンター15人(予定)が受講者をサポート！
- ひとり親の年齢状況に合わせた支援メニューを用意
- 仲間同士支え合うコミュニティ形成！
- デジタル営業、コンタクトセンター、福祉人材、家事代行、建築管理技士補、営業など多様な求人確保を予定
- 可能な場合大人のキッズニア(職場体験)等を行います



提案団体の支援実績

41年の実績があり、当事者中心の専門性の高い支援団体、企業と連携した就労支援を行い東京都のひとり親家庭自立支援計画策定にも貢献
沿革

- ・ 昭和55年(1980) 児童扶養手当制度の改善要望
- ・ 平成14年(2002) 特定非営利活動法人として法人格取得
- ・ 平成15年(2003) 『母子家庭の仕事とくらし』発刊(WAM助成)
- ・ 平成17年(2005) グループ相談会開催が定着
- ・ 平成27年(2015) 厚生労働省ひとり親家庭自立促進基盤事業補助金事業
- ・ 平成28年(2016) 日本ロレアル株式会社と連携した就労支援「未来への扉」
- ・ 平成28年(2016) 『シングルマザー365日サポートブック』(FQA60)発刊
- ・ 平成30年(2018) 東京都から認定を受け認定特定非営利活動法人となる
- ・ 令和元年(2019) 東京スター銀行と連携した就労支援「明日に花咲く」運営開始
- ・ 令和元年(2019) 東京都第4次ひとり親家庭自立支援計画策定委員に理事長が参加し提案
- ・ 令和2年(2020) コロナ禍で求められるITスキル支援「わたし耀く」を実施、6名が就職
- ・ 令和3年(2021) 理事長が法制審議会委員に就任
- ・ 令和3年(2021) パソコン超初心者クラス「スマイルアップ」運営、MOS試験合格。メンター採用。

ひとり親家庭への支援実績・ノウハウ

シングルマザーと子ども達が生き生き暮らせる社会の実現に向けて
時代にあった事業を年々増やし公的委託事業数か所実績

業	主な内容	実績
労支援	<ul style="list-style-type: none"> * 企業と連携した出口のある連続講座開催 □ キャリア支援プログラム「未来への扉」 □ オフィスワーク「明日に花咲く」 	300人以上を 就労支援
談	<ul style="list-style-type: none"> □ 電話メール相談※父子家庭からの相談含む □ グループ相談会 □ LINE相談 □ 明石市, 茅ヶ崎市, 武蔵野市, 埼玉県から委託事業 	グループ相談: 25回206人参加 2020年は2400件の相談 LINE相談(つながる相談)開始
演・セミナー	<ul style="list-style-type: none"> □ 法律講座 □ 支援者養成講座 □ 教育費、ライフプラン、エンパワメントなど 	講演・セミナー: 25年 支援者養成: 15年
報発信	<ul style="list-style-type: none"> □ 出版物: 「シングルマザー365日サポートブック」「教育費サポートブック」など □ 子育てシングルの応援サイト イーヨ! 	出版事業: 28年 イーヨサイトはGoogle検索1位
育て支援	<ul style="list-style-type: none"> □ 新入学お祝い金事業 □ 親子のイベント □ コロナ禍の食品支援 	お祝い金: 計3000人を支援 親子イベント: 累計1万人以上 食品支援: 計6万世帯送付に
策提言	<ul style="list-style-type: none"> □ ひとり親世帯臨時特別給付金 	コロナで困窮するひとり親へ臨時特別給付金創設の働きかけ



未来への扉

岸田首相と子ども食堂でトーク



ひとり親家庭への支援実績・ノウハウ



コロナ禍：困窮6万世帯へ食品支援(運送業者と連携)。オンライン研修を多数実施。新規ITスキル就労支援、パソコン研修実施。

2021/4/2日経新聞にITスキル支援紹介



2020年9月15日NHK「子育てすくすく」に理事長出演



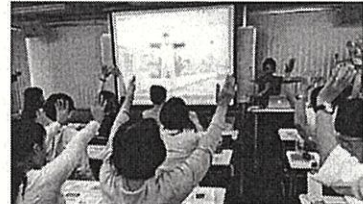
2019/9/24読売新聞に就労支援『未来への扉』掲載



研修などオンラインで多数実施。



だいじょうだよ！プロジェクト送付6万世帯



ひとり親支援の研修多数

団体の強み・特徴

東京都の自立支援計画策定や国の基本方針策定に関わりひとり親家庭支援を的確に把握し、就労支援実績がある。

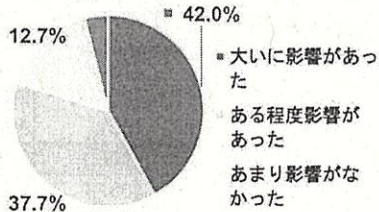
- 東京都の自立支援計画策定にかかわり、ひとり親家庭の現状課題関連施策を的確に把握し、令和3年10月より東京都ひとり親家庭支援センター事業(23区)を受託
- 年間相談件数2400件、メルマガ6000人、LINE相談実績、就業支援の実績あり。
- 企業からの連携のオファーが多数。
- 利便性の高い事務所で関連機関との連携ができる
- 広報に卓越(「サイト | イーヨ」はGoogle検索1位)、LINE広報を実施。
- 理事長・職員は厚生労働省や自治体等の審議会委員を運営委員を歴任。
- ITスキル支援、ライフプランセミナー、エンパワメントプログラムの実績がある
- 新型コロナウイルス感染防止に配慮した事業実施運営ができる
- 税理士、会計士、法務担当弁護士、社会保険労務士に依頼
- 2021年度には協力企業多数
- 顧問には厚労行政OG、企業関係者、FPなどを配置



ひとり親世帯の現状①

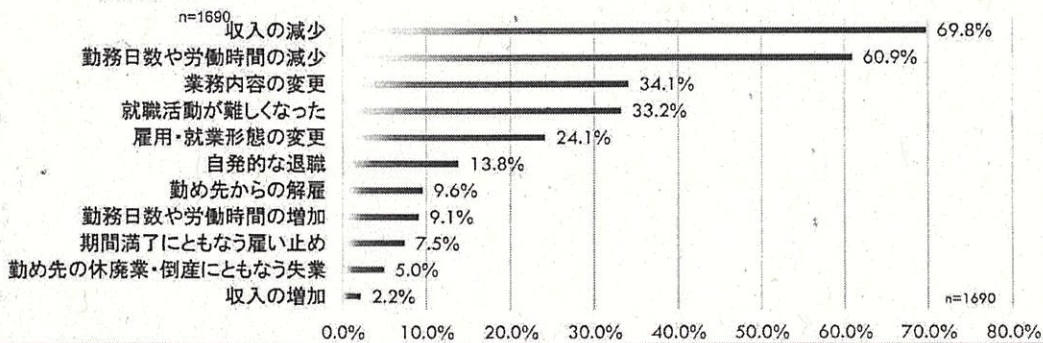
コロナ禍によるひとり親世帯への影響

8割がコロナにより就労・生活へ影響



影響の内容:

収入の減少
勤務日数や労働時間の減少
収入減少、自発的な退職、解雇
子どもの学校の休校や休園で生活が苦しくなっている
サービス業等への影響大



シングルマザー調査プロジェクト「長期化するコロナ禍におけるひとり親の就労・生活調査（2021年12月版）～1,690人の実態調査・速報～」より 7

ひとり親世帯の現状②

子どもが小さいと両立が困難

事務職希望が多いが求人は少ない

子どもが大きくなると年齢で仕事に限られる



DVなどで自己尊重感が低く踏み出せない、助けを得にくい



必要な支援:

エンパワメントのプログラムによるマインドセット
ライフプランを見据えたキャリアデザイン
労働市場の動向を踏まえた支援
受援力の向上

ひとり親をめぐる雇用情勢

- サービス業からの転職希望は事務が多いが、有効求人倍率は0.27と低い。介護福祉人材は募集が多いが、夜勤に抵抗がある人も多い。

6,441	1,781	8,222	社会福祉の専門的職業	1,378	901	2,279	3.61
595	126	721	美術家、デザイナー等	3,807	1,085	4,892	0.15
1,725	256	1,981	その他の専門的職業	4,778	1,403	6,181	0.32
14,988	1,804	16,792	事務的職業	36,535	11,966	48,501	0.35
9,371	1,166	10,537	一般事務員	29,081	9,864	38,945	0.27
1,741	179	1,920	会計事務員	3,264	859	4,123	0.47
778	170	948	生産関連事務員	588	261	849	1.12

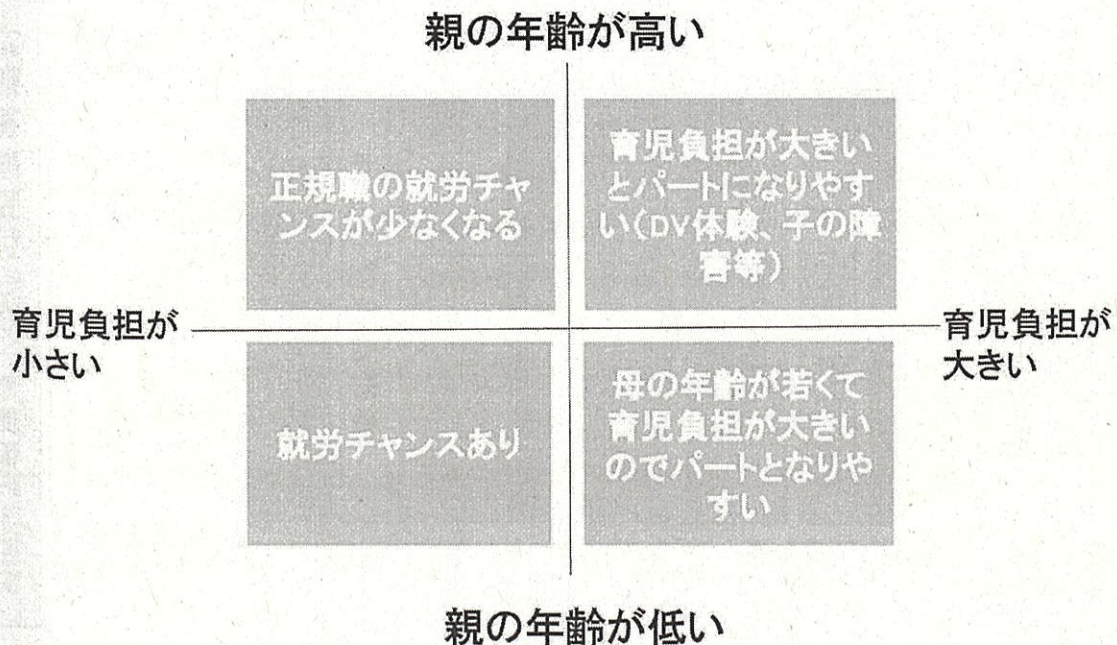
- IT技術関連は高度なスキルの求人が多い。募集は30代前半までで40代は少ない。公的訓練はあるが、狭き門。
- 営業、コールセンター、家事代行業、建築関係などは求人が多い。

参考 【東京】職種別有効求人・求職状況(平成29年度～)

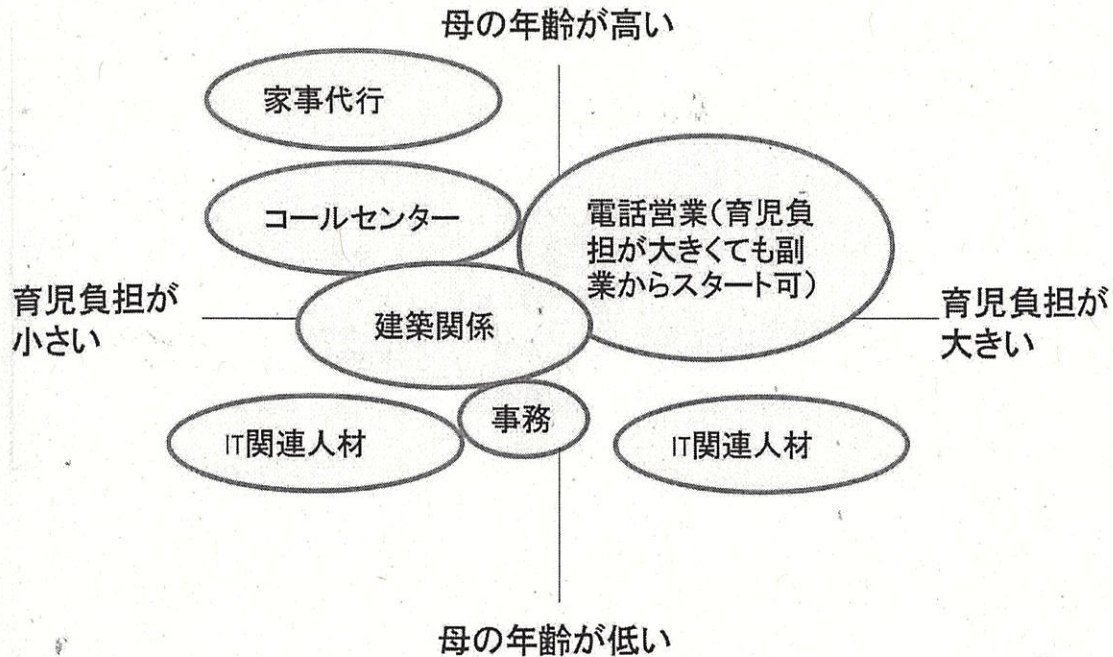
https://site.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/kakushu_jouhou/chingin_toukei/tesuto/_121515.html

ひとり親の状況と就業可能性

非正規のシングルマザー:約60万人 無職のシングルマザー:約5万人



ひとり親の就労の機会の提案



11

就業推進事業プラン

広報募集受付 150人 / 事前面談・選定	エンパワメント研修	キャリア支援講習	スキルアップ訓練 (予定人数)	キャリア支援講習	大人のキツザニア・見学会等	求人開拓・就労マッチング支援	就業決定	アフターフォロー
	共通講座 エンパワメント コミュニケーション講座 <small>不表示</small> セルフケア講座 <small>不表示</small> /身だしなみ・メイクレッスン 150人	キャリアデザイナーとは / 講座説明会 個別支援計画作成	ライフプラン研修	PC初級講座 30人 コールセンター業務研修 50人 IT人材支援15人 報酬付き在宅テレアポ研修 (TARUSHIRU) 30人 2級建築施工管理技士 15人 家事代行サービス訓練と見学会30人以上				
場所:貸し教室 / オンライン / 人材育成プラザ / 託児付き								
就業コーディネーター 4人 メンター15人 求人開拓2人								

12

公募から訓練・就業までのスケジュール

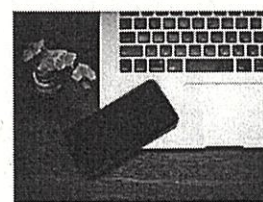
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2023年1月	2月	3月
公募・事前面談/受講決定	共通講座/説明会	見学会	コース決定個別支援計画の作成	訓練1 PC講座	訓練2	訓練3	訓練4 ~10月	試験	応募書類	就業	アフターフォロー	
				応募書類	応募書類	応募書類	就業マッチング・応募	就業マッチング・応募	就業マッチング・応募			
				公募・事前面談・受講決定			就業申込~11月					

- 訓練1: コールセンター研修(注1)
- 訓練2: IT人材訓練
- 訓練3: 報酬付き在宅テレワーク研修(注3)
- 訓練4: 2級建築施工管理技士研修(注4)

- 訓練5: 家事代行サービス研修
- 注1: コールセンター研修は2クールの可能性あり
注2: 2級建築施工管理技士の試験は11/13

募集方法/企業に対する広報活動

- ・ ホームページ(参加者向け、企業向け)
- ・ チラシ 各自治体担当課などに送付
- ・ PRTIMESなどの媒体活用、メディア掲載依頼
- ・ 当団体メールマガジン(6000人中2000人が都内、支援者向け4000人)
- ・ 関連企業団体へメールマガジン協力依頼
- ・ 公式LINEアカウントによる広報
- ・ SNS Twitter(公式5500)とインフルエンサー協力、Instagram等
- ・ オンライン説明会開催
- ・ 応募はフォームによるが一部、紙による申込も可とする。

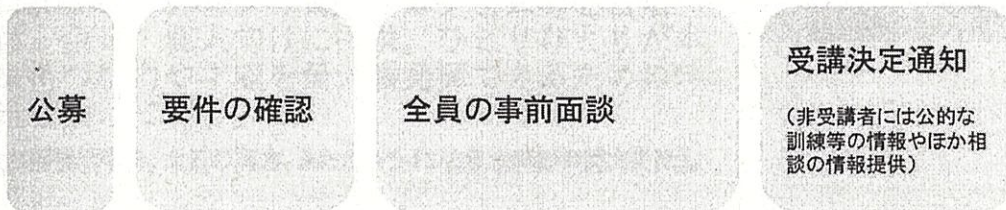


事前面談

- ・ 応募者に対し要件に該当するか書類選考
東京都在住・ひとり親の証憑を確認

- ・ 就業コーディネーターによる事前面談を実施

職歴、家族構成、親族支援、志望動機のほか、個人情報取得同意
希望する職種の聴取、事業の目的・趣旨理解等を確認



エンパワメントプログラム

コミュニケーション講座

不開示

不開示

不開示

不開示

不開示

セルフケア講座

不開示

不開示

不開示

身だしなみ講座 協力予定

不開示

注：開催は平日、土日の両方、またオンラインと集合研修の両方を行う。



5/21

キャリアデザイン／就業支援講座

•

不開示

不開示

不開示

注：開催は平日、土日の両方、またオンラインと集合研修の両方を行う。

17

個別支援計画の作成と職業紹介

個別支援計画の作成(エンパワメント講座・就業支援講座・説明会后)

- 就業コーディネーターによる相談

相談者の強み、学歴、初職からの職歴、職務内容、資格、子どもの年齢や特性、親族支援、心身の状況、住所、DV被害等の経験等踏まえた計画策定

- メンターによる隔週面談

- 月2回セルフケア講座により参加者同士のコミュニケーション(凝集性)を高め課題発見、問題解決



18

スキルアップ訓練① コールセンター研修と業務

Point コールセンター業界は人手不足 主に受信(インバウンド)
コロナで影響を受けた飲食サービス業と親和性が高い
研修とスタッフ対応により職への満足度高
対象は40代 男女とも 就労時間は選択できる

研修内容

ビジネスマナー/コールセンター業務
パソコン初心者には講座あり
講師:トランスコスモス社派遣研修講師



職場見学

- ・ 職場見学とスタッフ座談会

求人

・ 求人提供: 求人数見込 50人 契約職員

・ マッチング支援

参考

注:開催は平日、土日の両方、またオンラインと集合研修の両方を行う。

19

スキルアップ訓練② IT関連人材

IT - ネット研修

point

- ・ IT関連人材は人手不足。年齢は30代までの採用が多いが今後は変化する可能性あり
- ・ ヘルプデスクにはコミュニケーション力、積極性も必要

研修内容

・ IT関連人材の入門資格ITパスポート講座受講
(教室型受講と各自の受講を併用)15人

求人

10人(正社員)

アウトソーシングでの採用

20

スキルアップ訓練③ 報酬付き在宅テレアポ研修

Point 報酬付きで在宅副業から開始 実践的(非訪問型)インサイドセールス
対象は30代~40代 働きにくい状況がある人 在宅ワーク希望者
副業からスタート 成果報酬あり、メンターによる研修
SaaS営業商材(マネーフォワード) 稼働実績あり

研修内容

PC,ビジネス研修、電話研修 実践研修はメンターと活動
(フルリモートで3か月)全員ミーティング

委託 研修・求人開拓 合同会社TARUSHIRU <https://tarushiru-com.studio.site/4>

メンター 人材事業、人材大手勤務経験あり

求人

副業+転職 15人



ほか

21

スキルアップ訓練④ 2級建築施工管理技士補

Point 建築業界は人手不足/すでにマンション大規模修繕で女性が活躍
対象は30~40代 男女とも可 収入は資格取得とともに上昇
就労開始8時だが終了は5時(会社の理解が必要)
2級建築施行管理技士補は令和3年に誕生 17歳以上なら受験可

研修内容

動画による資格取得 試験は11月
研修:株式会社ケンシン

職場見学

・職場見学あり

求人

・求人開拓協力:

・求人見込 10人

参考



22

職場見学インターン／求人紹介 候補企業

・ 就労マッチング／インターン(大人のキッズニア)

【協力企業候補と人数予定】

不開示

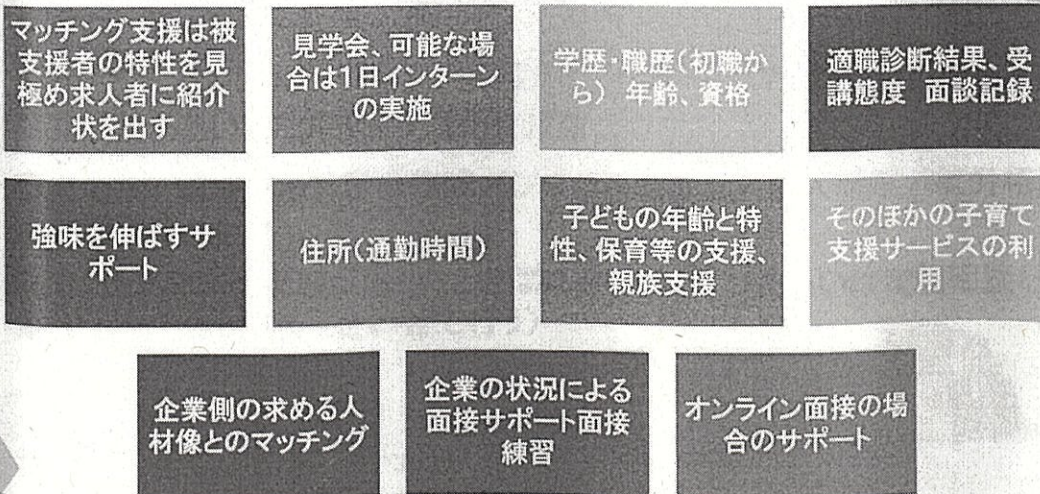
不開示

※今後も開拓していきます



23

効果的なマッチング支援



スキルアップ訓練⑤ 家事代行サービス業

Point

- 20代～70代が就労
- パソコンスキルは不要(スマホでOK)、事務転換困難な方に向く
- 子育て中心・ブランク長期の方に最適
- 就業形態は個人事業主(確定申告等の支援必要)
- 誇りをもって働けるサポートを行う
- 対人スキル、マネジメント力が必要

見学会と訓練

エンパワメント訓練後

当プログラム用見学会と訓練を毎月実施

求人 コロナ禍でもステイホームにより求人多数あり 50人



25

就業コーディネーター・求人開拓員

就業コーディネーター 3名

キャリアコンサルタント資格者、産業カウンセラー または就労支援経験者
業務委託あるいはフルタイム雇用を想定

事前面談、個別支援計画の作成／プログラム運営／求人開拓／就労相談
／就職サポート

毎月2回あるいは課題があったときは毎週オンラインあるいは電話面談(先
輩メンター10～15名と合わせて行う)

求人開拓員 1名

受講生の個別の状況に合った求人を開拓する
当団体の既存の支援企業のネットワークを活用



26

先輩メンターの配置



先輩メンター 10~15名

専門性 キャリアコンサルタント資格等取得者

☆資格取得者で支援現場を希望する人が多数存在

シングルマザー経験あるいは支援に関心が高い者 未経験可

募集はメルマガ、当団体のボランティア登録者、NPO求人サイト等。

実績

当団体の就労支援プログラムで活躍。

プログラムの離脱を防ぎ、きめ細かい支援でPC超初心者

が全員MOS検定合格の成果。その後NPOで制度導入。

就業

副業による

業務内容

就業コーディネーターを補佐。身近な存在として継続支援

受講生とのオンライン面談(2週間に1回あるいは毎週)

生活全般の相談を受けきめ細かい支援。

27

実施体制(場所・オンライン体制)

・ **講座** オンラインと貸し教室の併用

貸し教室: を想定。託児あり

パソコン講座: を使用

託児は に派遣依頼

・ 就労相談・マッチング・職業紹介 当団体事務所にて

=====
・ **PC貸出** 必要な人にはPCとwifi貸出(50台予定)

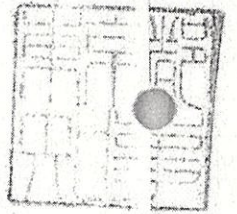
・ **委託先**

IT人材訓練

合同会社Tarushiru(報酬付き在宅テレアポ研修)



28



不開示

別記第1号様式
令和4年3月1日

東京都知事 殿

東京都千代田区飯田橋 1-8-9 ニューシティハイツ飯田橋 402
特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ
理事長 赤石千衣子

不開示

東京都ひとり親家庭就業推進事業準備業務委託
に係る事業計画書の提出について

このことについて、東京都ひとり親家庭就業推進事業準備業務委託契約書第4条第1項の規定に基づき、下記の書類を添えて提出します。

記

- 1 事業計画書（別紙1）
- 2 収支予算書（別紙2）

事業計画書

1 全体

(1) 業務執行体制及び業務責任者

受託事業者住所	東京都千代田区飯田橋 1-8-9 ニューシティハイツ飯田橋 402
受託事業者連絡先	電話 03-3263-1519
土日・夜間緊急連絡先	不開示
業務責任者	赤石千衣子

(2) 配置人員

職名	氏名	配置場所
統括マネージャー	赤石千衣子	特定非営利活動法人しんぐるま ざあず・ふぉーらむ事務所
事務・運営	不開示	特定非営利活動法人しんぐるま ざあず・ふぉーらむ事務所

2 各委託内容

(1) 都民に対する広報及び募集方法に関する企画業務

・ 広報

<p>○プロジェクト名：すてきみらい塾</p> <p>○ホームページの制作 親しみやすく、かつわかりやすいページを制作。 スタジオベレッザに委託 3月30日までにページの作成を完了する。</p> <p>○チラシ作成、3月第5週までに育成支援課の了承を得て、印刷を開始する。</p> <p>○チラシ配布先の検討 チラシ配布先リストを作成する。</p> <p>○SNS 広報 媒体の検討</p> <p>○当団体連携機関団体による広報 連携団体の検討</p> <p>○その他メディアの検討</p>
--

・ 募集方法

○募集フォームによる

○ホームページに募集フォーム案作成（項目仮案）

名前、ふりがな、ご住所、電話番号、メールアドレス、性別、お子さんの人数、年齢、申込者のお写真、ひとり親家庭の証明書の写真添付（児童扶養手当、児童育成手当、ひとり親医療証等、別居中の方は住民票等）、同居親族、最終学歴、保有資格、現在の就労状況、前職の勤務先・雇用形態・仕事内容、前々職の勤務先・雇用形態・仕事内容、志望動機、希望のコース、希望の参加方法（オンライン／集合研修）、使用可能パソコンの保有状況と機種、ネット回線の状況、面談希望日時

○チラシに二次元コードを入れ募集フォームに誘導する

○応募フォームが使えない方のための申込書（チラシ裏）を作成する

※ 必要に応じて行や列を追加すること。

(2) 企業に対する広報活動に関する企画業務

○しんぐるまざあず・ふぉーらむ就労支援協力企業への働きかけの準備を行う

○都内女性活躍推進企業等への働きかけの準備を行う

○プログラム運営のための企業リサーチを行う

※必要に応じて行や列を追加すること。

(3) スキルアップ訓練に関する企画業務

以下について、担当者の公募採用、スケジュール作成、依頼状作成、協力企業打合せ等

1, エンパワメント講座（共通）準備作業

2, スキルアップ訓練準備作業

3, 応募書類の書き方 面接練習準備作業

※必要に応じて行や列を追加すること。

(4) その他

1, 事前面談などの準備を行う

審査基準 仕事への困り感 就労意欲 コースへの適合性等の作成

2, 自立支援プログラム作成準備

3, 個別支援計画作成と途中面談準備

4, メンター・就業コーディネーター公募実施

5, セルフケア講座準備

6, 職場見学など実施準備

(別紙2)

東京都ひとり親家庭就業推進事業準備業務収支予算書

支 出		
科 目	金 額	内 訳
印刷製本費	170,000 円	チラシ内容準備フォーム作成 100000 円(フォームブリッジ) (税込)
雑役務費	1,090,000 円	封筒印刷費 (角2, 長3) 70000 円 (税込) ホームページ作成費 990000 円 (税込) 臨時雇用費 100,000 円 (税込)
消耗品費	80,000 円	宛名シール、文具、ネームホルダー、カード、衛生用品等 (税込)
支出計	1,340,000 円	

収 入		
科 目	金 額	内 訳
東京都委託費	1,340,000 円	
収入計	1,340,000 円	

令和4年3月1日

この抄本は、原本と相違ないことを証明する。

特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ

理事長 赤石千衣子

不開示

3 福保子育第 3 2 9 1 号

令和 4 年 3 月 1 日

認定特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ

理事長 赤石 千衣子 殿

東京都福祉保健局長

中 村 倫 治

(公 印 省 略)

東京都ひとり親家庭就業推進事業準備業務委託

に係る実施計画の承認について

令和 4 年 3 月 1 日付けで提出された標記の件について、東京都ひとり親家庭就業推進事業準備業務委託契約書第 4 条の規定に基づき承認します。

請求書

INVOICE

東京都知事 小池百合子 殿

請求日：令和4年 4月13日

P4.4.21 (新事務)
 メールでデータ受領、印刷済
 P4.4.27 郵便にて、実績報告書
 とともに原本送付

特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ
 理事長 赤石千衣子

〒102-0072
 東京都千代田区飯田橋1-8-9ニューシティハイツ
 飯田橋402

TEL：03-3263-1519

E-Mail：info@single-mama.com

担当： 不開示

下記の通りご請求申し上げます。

ご請求金額 ¥1,780,000 (税込)

品番・品名	数量	単価	金額
和3年度東京都ひとり親家庭就業推進事業準備業務 (税込)	1	式	¥1,780,000
小計			¥1,780,000
合計金額			¥1,780,000

備考
振込先： 不開示 口座名義 特定非営利活動法人しんぐるまざあずふぉーらむ



支 払 金 口 座 振 替 依 頼 書

(口座情報払用)

令和 4 年 4 月 13 日

東京都知事 殿
依頼人

住 所 〒 1020072

東京都千代田区飯田橋1-8-9ニューシティハイ
ツ飯田橋402

氏 名・法人名 (法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名)

特定非営利活動法人

しんぐるまざあず・ふぉーらむ

理事長 赤石千衣子

不開示

電話番号 03-3263-1519

東京都からの支払金については、下記の預金口座に振り込んでください。

(口座情報登録内容)

登録年月日 令和 3年11月11日

(口座指定番号) 変更回数

口座情報コード

不開示

氏 名 特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ

金融機関名

支 店 名

不開示

預 金 種 目

口 座 番 号

口 座 名 義 人 トクヒ) シングルマザアズフォーラム

* お願い

- 1 登録依頼のあった振込先口座の情報は、上記の枠内に表示の内容で登録されていますので、確認願います。
- 2 支払金の請求の際は、この「支払金口座振替依頼書(口座情報払用)」をコピーし、氏名・法人名欄に記名押印の上、請求書に添付してください。
- 3 押印に使用する印鑑は、契約書等の印鑑と同一のものを使用してください。

合格	契約担当者等印	
不合格		

別記第4号様式の6 (第32条)

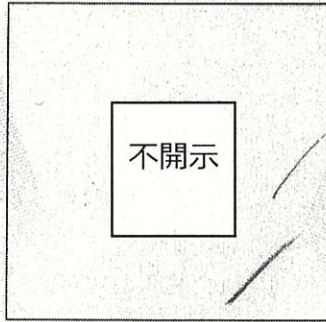
委 託 完 了 届			
令和4年3月31日			
東京都知事 殿			
東京都千代田区飯田橋1-8-9ニューシティハイツ飯田橋402 特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ 理事長 赤石千衣子 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)			
下記の委託を本日完了したので届け出ます。			
文書番号 (契約番号)	3福保子育第3131号		
委託件名	東京都ひとり親家庭就業推進事業準備業務委託契約		
委託場所	東京都が指定する場所		
契約金額	¥1,780,000- (上記は、取引に係る消費税及び地方消費税を含んだ額)		
契約年月日	令和4年3月1日	履行期限	令和4年3月31日
受付年月日	令和4年3月3日	監督員名 職氏名	瑋 福田 和希
検査年月日	令和4年3月3日	検査員名 職氏名	瑋 高島 義弥

備考 1 本書は、東京都契約事務規則第52条本文の規定により検査調書の作成を省略することができる場合に使用すること。

2 本書の様式は、財務局長に協議の上、内容の一部を変更することができる。

(日本産業規格A列4番)

印鑑証明書



会社法人等番号 0100-05-013921

名称 特定非営利活動法人しんぐるまさあず・ふおーらむ

主たる事務所 東京都千代田区飯田橋一丁目8番9号ニューシ
ティハイツ飯田橋402

理事 赤石千衣子

生 不開示



これは提出されている印鑑の写しに相違ないことを証明する。
令和 3年11月10日

東京法務局
登記官

白井成彦



整理番号 ち419887

この写しは原本と相違ないことを証明する。
確認 福祉保健局少子社会対策部育成支援課課長 榎本光宏



第3号様式

令和4年 4 月 11 日

東京都知事 殿

東京都千代田区飯田橋 1-8-9 ニューシティハイツ飯田橋 402
特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ

理事長 赤石千衣子

不開示

東京都ひとり親家庭就業推進事業準備業務委託
に係る実績報告書の提出について

このことについて、東京都ひとり親家庭就業推進事業準備業務委託契約書第9条の規定に基づき、
下記の書類を添えて提出します。

記

- 1 事業実績報告書（別紙1）
- 2 収支決算書（別紙2）

事業実績報告書

- 1 東京都ひとり親家庭就業推進事業の年間計画の策定
どのように年間計画を策定したかを記載すること。

実施月	内容	備考
4月	公募開始 ホームページリリース チラシ送付 3000か所 シーズン1 説明会開催	
5月	メンター面接決定 説明会開催 事前面談	
5月～7月初め	受講生決定 開講式、講座開始 《講座内容》 エンパワーセミナー セルフケア講座 キャリアデザイン講座（訓練説明会） ビジネスマナーライフプランセミナー 就業コーディネーター面談、支援計画作成	
7月～8月	シーズン2募集開始 パソコン初級訓練 スキルアップ訓練	
8月	キャリア支援講習 見学会（随時） シーズン2開始	
9月	エンパワーセミナー 応募書類の書き方、面接練習	
10月	キャリアデザイン 就業紹介、就業決定、アフタフォロー	
11月	スキルアップ訓練 アフタフォロー	
12月	職業紹介 アフタフォロー	

1月～3月	アフタフォロー	
-------	---------	--

※必要に応じて行や列を追加すること。

※別紙にて策定した年間計画を添付すること。

2 各委託内容

(1) 都民に対する広報及び募集

・広報

実施方法	実施内容	備考
スタジオベレ ツァに依頼	ホームページ制作一式 チラシ制作、印刷発注、送付手配一式	

・募集方法

実施月	実施内容	備考
4月、5月 6月、7月	ホームページリリース チラシ送付（23区内保育園、母子生活支援施設、マザーズ ハローワーク、ハローワーク、生活困窮者自立支援担当・ 社会福祉協議会、そのほか） メールマガジン等 自団体、はあと、各区市（荒川区、足立区、北区）、ひ とり親支援団体（立川みらい。Mstep）、子ども支援団体（夢 職人、子育てパレット、豊島 WAKUWAKU ネットワーク）、 フードパントリー等実施団体（世田谷フードパントリー、 こども子育て応援団、なゆたふらっと） スーパーマーケット掲示 Twitter Instagram Facebook、 Peatix	

※ 必要に応じて行や列を追加すること。

(2) 企業に対する広報活動

実施月	実施内容	備考
-----	------	----

3月	不開示	
----	-----	--

※必要に応じて行や列を追加すること。

(3) スキルアップ訓練

実施内容	実施期間	募集人員	備考
コールセンター研修	7月後半 9月	30～50人 程度	
IT人材訓練	7月～8月	10人程度	
在宅テレアポ研修	7月～10月	30人程度	
建築施工管理技士補（現場事務、現場監督）	7月～10 月	15人程度	
家事代行業		30人程度	

※必要に応じて行や列を追加すること。

(4) その他

メンター募集、面接、活動

(別紙2)

東京都ひとり親家庭就業推進事業準備業務収支決算書

支 出		
科 目	金 額	内 訳
すてきみらい塾 ホームページ制 作一式	990,000	ホームページ制作費
チラシ制作	500,000	チラシ制作一式
人件費	346,044	スタッフ人件費
支出計	1,836,044	

収 入		
科 目	金 額	内 訳
収入計	0	

令和 4年 4月 11 日

この抄本は、原本と相違ないことを証明する。

特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ
理事長 赤石千衣子